

改善報告書

大学名称 国際武道大学 (評価申請年度 平成27年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	<p>武道・スポーツ研究科武道・スポーツ専攻修士課程において、修士論文と特定課題研究の審査基準が同一となっているので、それぞれ別個の審査基準を、『履修の手引・授業概要』等に明記するよう、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>修了要件は、次のとおり大学院学則に定めていた。</p> <p>「本大学院において当該課程に2年以上在学し、所定の科目を履修して30単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修士課程を修了したものと認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>大学院研究科委員会が教育上有益と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。」</p> <p>『履修の手引・授業概要』には、学位論文または特定課題研究の審査の観点を次のとおり示していた。</p> <p>【学位論文（特定課題研究を含む）の審査】</p> <p>学位論文（特定課題研究を含む）の審査を受けようとする学生は、あらかじめ研究報告会において研究計画を報告し、承認を得るものとする。</p> <p>学位論文（特定課題研究を含む）の審査は、研究科委員会によって決定された学位論文審査会によって審査を行い、その結果は、研究科委員会の</p>

	<p>議を経て可否を判定する。 学位論文審査会は主査（研究指導教員）1人と副査3人によって構成する。</p> <p>【学位論文審査基準】 本専攻の所定の単位修得を前提として、武道・スポーツ分野における実践と普及及び活躍が期待できる能力について研究テーマの独創性、問題意識の明確性、方法論等の一貫性、先行研究との関連性、論旨展開・文章表現の妥当性などの基準から審査を行う。</p> <p>上記のとおり、特定課題研究の審査基準は、「学位論文審査基準」に準じており、個別の審査基準を設けていなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>特定課題研究審査基準を策定すると同時に、既存の学位論文審査基準の見直しも図り、それぞれを明確に区分するため、大学院研究科委員会にワーキンググループを立ち上げ、検討作業を開始した。</p> <p>平成28年10月の大学院研究科委員会において、「国際武道大学大学院学位論文審査基準」、および「国際武道大学大学院特定課題研究審査基準」の原案が承認され、内部質保証検討委員会へ提出した。</p> <p>さらに、これらの基準の規程化を図るために、平成29年2月10日の理事会・評議員会において審議し、両審査基準規則の制定が承認された。（※根拠資料1-1、1-2）</p> <p>大学院生へは、平成29年度はオリエンテーションにおいて「学位論文審査基準」、および「特定課題研究審査基準」を明記した資料（※根拠資料1-3）を学生に配付のうえ説明を行い、平成30年度においては、両審査基準を大学院武道・スポーツ研究科『履修の手引・授業概要』（※根拠資料1-4）へ明記した。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等

1-1 国際武道大学大学院学位論文審査基準規則 1-2 国際武道大学大学院特定課題研究審査基準規則 1-3 平成 29 (2017) 年度大学院武道・スポーツ研究科オリエンテーション資料 1-4 平成 30 (2018) 年度大学院武道・スポーツ研究科『履修の手引・授業概要』					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5